**府立学校施設長寿命化整備方針（案）について［概要］**

**整備方針**

**目的・位置づけ等**

○背　景

・昭和50年前後の生徒急増期に多くの学校施設を整備（築後41年以上　97/176校(55％)）

・学校施設の老朽化が進行しており、施設の改修等が一時期に集中

・大規模災害の発生頻度が高まっており、耐震など防災面の対策を強化していくことが必要

○目　的

・計画的な改修等に向けた整備水準や方針等の設定

・中長期的にみた整備費用の平準化や事業費の縮減

・将来の生徒数等の予測や教育ニーズ等を見据えた機能水準等の設定

〇位置づけ

　・「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」(H27.11月策定・H31.2月改訂)の施設類型別計画

１　**整備の実施方針**

〇築年数・劣化度調査(総合劣化度)等を基に学校・棟単位での計画的な改修等を実施

　→更新時期の近い建築部位・設備を集約し改修するなど事業費の平準化・縮減を図る

〇築後70年以上を目標に、概ね20年ごとの修繕・改修等の周期を設定

　　※改修を行っても安全性等が確保できず、かつ、集約化等の代替策がない場合は、

築後70年未満であっても改築を検討

〇築年数による５グループに分類し、総合劣化度等をふまえた改修等を実施

（築年数：①20年以下、②21～40年、③41～60年、④61～70年、⑤71年以上)

２　**事業費の縮減方策及び土地の有効活用の検討**

中長期的にみた学校施設全体の事業費の更なる縮減方策等を検討

〇事業費縮減方策（仮設校舎の工夫、施設保有のあり方の検討等）

〇ＰＰＰ手法導入　　〇土地の有効・高度利用

３**施設整備と再編整備との関係**

施設整備にあたっては、「学校の特色」「地域の特性」「志願状況」等を総合的に勘案したうえで計画的に進める高等学校の再編整備の動きとあわせて、整備規模や実施時期を検討



45,000

50,000

160,000㎡



30,000

35,000

40,000㎡

100,000㎡

120,000

140,000

15,000

20,000㎡

25,000

60,000

80,000

10,000

40,000㎡

5,000

20,000

H2

S60

S55

S50

S45

S40

S35以前

H2

S60

S35以前

S40

S55

S50

S45

建築年

建築年

**基本的な方針**

１　**長寿命化と予防保全**

(1)施設の長寿命化(築後70年以上)の推進、維持・改築経費の平準化・事業費縮減

(2)劣化度調査等ふまえた施設管理システム(ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ)の整備、予防保全の実施

２　**適正配置と有効活用**

(1)幼児児童生徒数の増減、教育的ニーズの多様化等に合わせた施設の整備・配置

(2)既存施設の有効活用（高校から支援学校への転用、未利用施設の売却・貸付等）

３　**めざすべき学校施設のあり方**

(1) 安全・安心な施設環境の確保　　　(2) 学習環境の質的向上

(3) 生活環境の質的向上　　　　　　　　(4) 地域に開かれた学校

４　**緊急対策**

予防保全とは別に行う緊急対策（事故防止対策、ブロック塀・トイレ・外壁の改修等）

**令和元年９月議会をふまえた追加項目**

※安全・安心な施設環境の確保（支援学校）

建築基準法や消防法などの法令等の遵守のみならず、より安全・安心な施設環境の整備

確保をめざしていく

※改築における標準仕様等

建築条件(敷地条件、校舎配置、校舎全体又は1棟のみの建替え)などをふまえつつ、直近

の建替え事例等を参考に検討する

**整備水準**

１　**耐久性・安全性の向上**

〇構造躯体の劣化対策（劣化状況の把握・中性化対策・ひび割れ補修等）

〇外壁・屋上防水、設備機器の老朽化対策（耐久性の高い部材での改修・更新等）

〇非構造部材、工作物等の耐震対策（点検項目の追加、補強・改修等）　　等

２　**学習環境面の機能性の向上**

〇特色ある学校づくり（専門学科など教育目標や運営方針等を反映した施設整備）

〇幼児児童生徒の主体的な活動の支援（自主・自立的活動に向けた空間・機器の導入）

〇情報化への対応（Wi-Fi環境・フリーアクセスフロア等ICT環境の整備）

〇安全でゆとりと潤いのあるスペース等の整備　　　〇地域との連携　　等

３　**生活環境面の機能性の向上**

〇省エネルギー化（ＬＥＤ等）、ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾃﾞｻﾞｲﾝ化（段差解消・ＥＶ設置）の推進

〇快適性の向上（トイレ・空調整備等）　　　〇断熱性能の向上

**実施方針に基づく整備の取組み**

〇長寿命化整備方針の継続的運用（ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽの整備・活用、推進体制等の整備）

〇令和２年度

　・特に緊急対応を要する建築部位(屋根・外壁等)・設備(受変電・給排水等)の改修等を実施

・本方針を基に学校・棟ごとの改修等にかかる実施計画(当面5年間)を策定

〇令和３年度以降

・実施計画に基づき、学校・棟ごとの計画的な改修等に順次着手

4-2